

大垣市公示第 80 号

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当市債権管理課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

大 垣 市 長 石 田 仁

住（居）所・氏名	送 達 書 類 名
(住所) 北海道空知郡上富良野町栄町 2 丁目 2 番 3 1 号 (氏名) 和田 登	配当計算書（謄本）1 通